

福井市体育施設利用料金等免除申請書における申請理由について

「福井市体育施設の利用料金等に関する規則」の別表において免除の範囲を定めております（下記参照）ので、その中から当てはまるものを選び、記入して頂くようお願いいたします。それ以外のことは記入しないで下さい。

別表

番号	免除の範囲	利用料金	附属設備等の利用料金
1	福井市又は福井市教育委員会が主催又は共催する体育行事で市民を対象とするもの	100%	100%
2	福井市又は福井市教育委員会が主催又は共催する体育行事で市民を対象としないもの	<u>100%</u>	
3	福井市が実施する公益社団法人福井市スポーツ協会への委託事業	100%	100%
4	市を単位とする体育団体が主催又は共催する体育行事	100%	
5	小学校区又は公民館を単位とする社会教育関係団体が主催する体育行事で地区住民を対象とするもの	100%	
6	県を単位とする体育団体が主催又は共催する体育行事	50%	
7	全国を単位とする団体が主催又は共催する体育行事	<u>市外居住者が利用する場合の加算額</u>	
8	福井市又は福井市教育委員会が主催又は共催する行事（体育行事を除く。）で市民を対象とするもの で市民を対象とするもの	100%	
9	小学校区又は公民館を単位とする社会教育関係団体が主催する行事（体育行事を除く。）で地区住民を対象とするもの	<u>90%</u>	
10	市内に居住する障がい者の福祉の向上を目的として用途別優先体育館を利用した場合	100%	100%
11	その他市長が特に免除の必要があると認めた場合	市長が必要と認める割合	
備考 条例別表第3の1専用利用料金の上限額の表の地域体育館の会議室、屋内運動場の会議室及び総合スポーツ施設きららパークの会議室又はミーティングルームの利用に係る利用料金の免除については、この表4の項から6の項まで及び8の項に定める免除の割合に係る規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。			